

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件  
原告 鈴木賢ほか2名  
被告 国

陳述書

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

令和7年 11月 12日

(住所)

(氏名) 木村上 真菜

私は、令和5年6月8日の福岡地方裁判所における「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」の判決言渡し期日の際の出来事に関連して、以下のとおり、陳述します。

1 令和5年6月8日の期日の傍聴について

私は、令和5年当時、北九州市立大学の3年生であり、北美幸先生のゼミを取っていました。

北先生のゼミでは、活動の一つとして、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟」の傍聴に北先生と一緒にいくということを行っており、令和5年6月8日の期日も、北先生やゼミ生と一緒に傍聴に行くことになりました。私は、このときまで裁判の傍聴をしたことはなく、また、この時の傍聴が、私の唯一の裁判の傍聴経験となります。

2 令和5年6月8日の出来事について

- (1) 令和5年6月8日、裁判所の建物の外で行われた傍聴の抽選に当選して、傍聴できることになりました。北先生は落選してしまったので、北先生の代わりに、北先生が持っていた「あっ、カラフル」プロジェクトのポシェットを借りて傍聴に向かいました。ポシェットの中には、特に何も入れていません。
- (2) 裁判所の入口において、手荷物検査がありましたが、その時は、ポシェットについて何も指摘はありませんでした。

(3) 手荷物検査を通った後、少し待機をしてから法廷に向かいました。法廷に向かう途中で、裁判所の方が、ガムテープをもっているのを見ました。違和感があったので、良く覚えています。

法廷に入る際は、傍聴人が列になっており、私は前の方に並んでいました。私が法廷に入ろうとしたところ、入り口のところで、裁判所の方が、私のポシェットの柄を指して、「見えないようにしてください」と言いました。私は、なんでそんなことを言うんだろうとも思いましたが、傍聴が初めての経験であり、裁判所の方がそのように指示する以上、それがルールであって従わないといけないと考え、指示に従ってポシェットを裏返しにしたら、法廷に入れてもらえました。自分が悪いことをしたような気持ちになり、ドキドキしたことを覚えています。できれば外してほしい、といったようなお願いをしているような言い方では全くありませんでした。私の中で、裁判所の方の指示を断るということは、発想としても全く出て来ませんでした。

(4) 私は、法廷に入った後、傍聴席に座って裁判の開始を待っていたところ、私の斜め前に座っていた方（年配の男性）が、裁判所の方から、レインボー柄の靴下の指摘を受けていました。その方は「何でダメなんですか」と言い返していましたが（言い返していたこと自体が驚きだったので、印象的に覚えています。）、結局、靴下の柄を折り込んで隠していました。その方は、鈴木賢先生ではなく、別の方です。

(5) 傍聴が終わった後、北先生やゼミ生などと一緒に昼食を取りましたが、その際、今回のポシェットの件を北先生に話したところ、えっー、と言って驚いていました。そこではじめて、今回の裁判所の対応が異例なものであったことを知りました。

その後、弁護士会館での報告会や懇親会にも参加しましたが、このときもレインボー柄の規制のことが話題に出ていました。

### 3 私としての考え

前述のとおり、この時の傍聴が、私の唯一の傍聴の経験ですが、裁判所は怖いところだという想いが強く残っています。私は、自分が身に着けたいものを身に着けていただけなのに、それが一方的に押さえつけられて、私の中の権利が侵害されているような感覚があります。事前に全体に向けてレインボー柄のものを持ち込むのを控えてほしいという呼びかけやお願いがあれば、自分がそれを持つか、持たないかの判断が出来たかもしれませんが、法廷に入る直前に言われたので裁判所のルールとして従わないといけない強制的なものを受け止めました。

以上